

教員の養成に係る組織

教職課程委員会

(目的)

委員会は、各学部学科の教育職員養成課程(以下「教職課程」という。)および司書教諭課程に関し、教務委員会および関連委員会等との密接な連携のもとに、全学的見地からこれら課程の業務を円滑に遂行し、併せてその充実改善を図ることを目的とする。

(業務)

委員会は、目的を達成するために次の事項に関する業務を行う。

1. 教職課程および司書教諭課程科目に関する事項
2. 教職課程および司書教諭課程科目の担当者に関する事項
3. 教職課程および司書教諭課程の履修指導に関する事項
4. 教職課程および司書教諭課程の各種ガイダンスに関する事項
5. 教職課程および司書教諭課程に係る履修要項ならびに履修ガイドブックに関する事項
6. 教職課程および司書教諭課程運営に係る教育機関等との連携に関する事項
7. 編入生ならびに転入生の教職課程および司書教諭課程科目の単位認定に関する事項
8. 教育実習の計画、運営および評価に関する事項
9. 介護等体験の計画および運営に関する事項
10. その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

委員会の委員は、次に掲げる者とする。

1. 各学部教授会において選出され、学長が委嘱した専任教員各1名
2. 共通教育機構事務課長の推薦に基づき学長が委嘱した共通教育機構事務課員若干名

教職センター

(目的)

本学学生に対する教職課程教育支援に関する業務を推進し、本学の教育活動の充実に資することを目的とする。

(構成員)

- 教職センター長
- 教職センター教員
- 事務職員若干名